

## 市長意見の提出状況

( (仮称) 印西クリーンセンター一次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書)

- 1 環境影響を受ける範囲であると認められる地域  
佐倉市、八千代市、印西市、白井市
  
- 2 市長意見について (内容については別添のとおり)
  - (1) 佐倉市  
意見あり
  
  - (2) 八千代市  
意見あり
  
  - (3) 印西市  
意見なし
  
  - (2) 白井市  
意見なし

佐生環第482号  
令和3年10月28日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

佐倉市長 西田 三十五



(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る  
環境影響評価方法書に対する意見について (回答)

令和3年9月14日付け環第500号で依頼のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 「5.2.1 大気質」の「3. ばい煙又は粉じんの発生」の「(1) 調査」の「③ 調査地点」の調査地点の選定にあたっては、佐倉市の住宅地への影響を把握するため、最大着地点の近傍で人口密度の高い地点を佐倉市内に選定いただくようお願いいたします。
2. 超低周波音・低周波音の調査について、1/3オクターブバンド音圧レベルの測定も併せて実施するようお願いいたします。

(担当)

環境部生活環境課

環境政策・対策班

電話 043(484)6098



環 第 1162 号

令和3年10月26日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

八千代市長 服 部 友 則



(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について (回答)

令和3年9月14日付環第500号にて依頼のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

本事業の実施区域は本市域に近接した場所であり、事業終了後の施設の稼働はもとより、本事業中の各種工事作業及びそれに伴う資材等の搬入・搬出において、少なからず本市域に環境影響があることが想像される。

環境影響評価の実施に当たっては、千葉県環境影響評価条例及びそれに関連する法令、規則、技術細目等に基づき適切に調査、予測、評価を行い、本市域への環境影響を極力軽減する方策について検討すること。

担 当 八千代市経済環境部環境保全課

大気水質保全班

電 話 047-421-6765 (直通)

F A X 047-484-8824

E-mail kankyous2@city.yachiyo.lg.jp



印西環第988号  
令和3年10月20日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

印西市長 板倉 正直



(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る環境影響  
評価方法書に対する意見について (回答)

令和3年9月14日付け環第500号で依頼のありました件につきましては、下記のと  
おり回答いたします。

記

・支障なし

連絡先

印西市環境経済部環境保全課保全係

担当: [REDACTED]

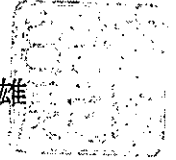
TEL: 0476-33-4491



白環 第194号  
令和3年10月29日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

白井市長 笠井 喜久雄



(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る環境影響  
評価方法書に対する意見について(回答)

令和3年9月14日付け環第500号で依頼のありましたこのことについては、意見なし  
として回答します。

